

演題名	食肉中の抗菌性物質の残留実態と改善指導等における 一考察		
発表者 氏名	小室徳宏	所属	飯田家畜保健衛生所
<p>畜産物の安全性への関心が高まる中、長野県は平成5年度に「畜産物の安全性確保を図るための指導體制」を定め、特に抗菌性物質残留の再発防止のために関係機関への情報伝達、指導等の連携について整備を実施。これに基づき、抗菌性物質の残留が確認され食品衛生法に基づく全部廃棄の報告（報告）が、食肉衛生検査所から当所へ平成5年度は5件12頭あった。</p> <p>報告に基づき発生原因を調査した結果、起因別に畜主2件、医薬品販売業者1件、獣医師1件、その他1件、と分類され、抗菌性物質の販売方法と使用方法に問題があることが判明。そのため、関係者に対して医薬品の適正使用に関する改善指導を行い、医薬品販売業者に対しては、薬事法に基づく薬事監視指導を強化したところ、平成6年12月まで報告は受けていない。</p> <p>安全な畜産物生産のため、関係者に薬事法の遵守を定着させるためには、食品衛生業務及び薬事業務を担当する機関が連携を保ちながら監視を強化することが重要であると考察。</p>			